

第11章 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興

<現況と問題点>

八幡地域の中心となる市街地は、戦国末期、遠藤盛数が八幡山に山城を築き、その後近世に入り麓に城下町が形成され、郡上藩の政治の中心として発展してきました。現在その歴史を物語る遺構として、県史跡「八幡城跡」と、市の重要文化財に指定している模擬天守の「八幡城」があります。八幡城の麓の町並みは近世から発展を遂げ、市街地の中央を流れる吉田川を挟んで、南北に城下町が配置されました。大正8年には、北町が大火で被災し、その後復興した町並みの一部は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

人々の暮らしの中で受け継がれてきた「郡上踊」は国重要無形民俗文化財に指定され、徹夜で踊られる盃蘭盆会の4日間は全国から多くの人々が訪れています。また、日吉神社、岸劔神社、小野八幡神社の祭礼で奉納される「大神楽」がそれぞれ県の重要無形民俗文化財、高雄神社で奉納される「高雄歌舞伎」が市の重要無形民俗文化財に指定されています。その他多くの社寺には、建造物や絵画、歴史資料などの重要文化財、史跡、天然記念物などが国県市の文化財として指定されており、今後は、こうした資料の活用も求められています。こうした資料を保存・活用する施設として、「郡上市歴史資料館」を整備し、八幡地域をはじめ市内の貴重な資料の収集・調査を行うほか、「郡上踊」や「郡上八幡北町重要伝統的建造物群保存地区」など様々な文化資源を紹介する施設として、「郡上八幡博覧館」、「郡上八幡楽藝館」、「郡上八幡まちなみ交流館」、「郡上八幡 町屋敷越前屋」を整備し、多くの方が訪れていますが、一部の施設では経年劣化による施設修繕が必要となっています。また、地域の人々が守り伝えている「郡上踊」、各神社の「大神楽」や「伊勢神楽」などの伝統芸能では、人口減少などにより年々担い手が減少していることから、後継者の育成が急務となっています。

大和地域では、中世この地を治めた東氏の館跡が昭和54年に発見され、発掘調査の結果、庭園遺構が見つかり、昭和62年に国の名勝に指定されました。東氏は代々歌道に優れており、東常縁は古今伝授の祖として知られています。このことから「古今伝授の里づくり」を核とした地域振興を進め、特に短歌による文化振興に取り組んでいます。短歌をテーマとした古今伝授の里フィールドミュージアムの整備、東常縁を主人公とした薪能くるす桜の公演、短歌大会の開催をはじめ、市内外に短歌の魅力を発信するとともに、地域の小中学生は、短歌の学習を通じて大和地域を中心とした郷土の歴史を学んでいます。また、東氏の居城とされてきた篠脇城跡の発掘調査により、検出された遺構や出土した遺物から、東氏は山頂においても格式高い風雅な生活を送っていたことが分かってきました。今後はさらなる調査、検証が必要です。

県重要無形民俗文化財に指定されている明建神社の例祭「七日祭」をはじめとして、同地域には祭礼、神楽、嘉喜踊り・掛踊りなど歴史ある伝統芸能が多く残されています。しかし、若年人口の減少により、担い手、後継者不足が顕著になってきており、こうした貴重な地域の文化が失われることが危惧されます。また、各地区の社寺をはじめとした、建造物や絵画、歴史資料などの重要文化財、史跡、天然記念物などが国県市の文化財として指定されており、今後は、こうした貴重な資料を後世に残すために、適切な措置を講ずることが必要です。

白鳥地域は、養老元年(717年)の泰澄大師による白山の開踏に始まるとされる白山信仰において、美濃側に開かれた白山登拝路である美濃禅定道の拠点として美濃馬場が置かれた地であり、中世にかけて隆盛を極め、奥美濃の文化の中心として栄えてきました。当地域には長滝白山神社・長瀧寺や白山中居神社、大師堂が所蔵する多くの文化財をはじめ、阿弥陀ヶ滝、いとしろ大杉などの名勝や特別天然記念物、昭和52年に国重要無形民俗文化財に指定された「長滝の延年」などが伝えられています。また、毎年夏に神社の拝殿に吊るした切子灯籠の明かりのもと、下駄を踏み鳴らし、その音で調子を取りながら踊る「白鳥の拝殿踊り」は、約400年間踊り唄い継がれてきたと伝えられ、平成13年に岐阜県の指定文化財、平成15年には国選択無形民俗文化財となっています。戦後はこれに太鼓、三味線、笛のお囃子を加え、街中で屋台を囲んで踊

る「白鳥おどり」が生まれました。これにより「白鳥の拝殿踊り」の古風でゆったりとした踊りと、「白鳥おどり」のテンポが速く躍動的な踊りの両方が楽しめることから、若者をはじめ踊り好きな人々を魅了する奥美濃しろとりの夏の風物詩となっています。これらの白山信仰の歴史・文化や特色ある地域の魅力を発信する施設である白山文化博物館や白山瀧宝殿などの認知度を高め、交流人口の増加を図りながら地域振興につなげる必要があります。また、各集落で伝えられてきた伝統芸能も人口減少等により年々担い手が減少し、集落だけでは維持が難しい状況になりつつあることから、担い手となる人材育成を図る必要があります。

高鷲地域は、全国屈指の清流である長良川の源流域に位置し、ギフチョウの生息地や県天然記念物に指定されているミズバショウの群生地などを有する自然豊かな地域として知られています。しかし、ギフチョウの乱獲が後を絶たないこと、ミズバショウが群生する湿地帯の縮小が問題となっています。このため、先人から守り受け継いだ自然を末永く後世に継承することができるよう自然環境の保全に努める必要があります。

当時の高鷲村を築いた開拓の歴史と先人たちの開拓精神を貴重な地域資源として後世に守り伝え継承していくために、平成28年にたかす町民センター内に「たかす開拓記念館」を開設しました。満州開拓の歴史資料として、開拓を体験された方々の聞き取り資料の展示や、戦後開拓で使用された農具や民具を中心に約1,400点を収蔵し展示しており、高鷲地域の貴重な財産として高鷲文化財保護協会を中心に保存や継承につなぐ活動等を行っています。しかしながら、入館数の減少や開拓の歴史を知る世代の高齢化が進み、語り部による活動の衰退が課題となっています。このため、開拓精神を若い世代に継承し、ふるさとの誇りを高め地域の活性化等に結び付けていく必要があります。

美並地域には、江戸時代前期の修験僧である円空上人のゆかりの地として、円空仏や円空に関係する資料が多数発見されており、昭和63年には粥川地区に「円空ふるさと館」を整備し、約90体の円空仏（一部は市指定文化財）や円空自筆資料などの展示・保存を行っています。また、平成3年には地域の生活資料や民具などを展示・保存する生活資料館を増設し、「美並ふるさと館」としてリニューアルしました。平成30年には生活資料館に展示・保存されている林業関連の資料が「郡上林業の歴史と技術を伝承する資料・展示と社叢林」として、（一社）日本森林学会が選定する「2018年度林業遺産」に星宮神社社叢林とともに選定されています。このほか、円空の文化的資産としての保存・継承の取り組みのみならず、その価値を地域づくりや観光振興に活かしてきました。今後、美並ふるさと館の入館者数の減少や施設老朽化等に対応するため、計画的な改修・修繕を含めた施設の幅広い活用方策を検討し、地域への来訪者の増加につなげるための取り組みを推進するとともに、全国に誇る円空というコンテンツを最大限に活用した観光振興、地域振興と次代への継承に向けて、ハード面・ソフト面での幅広い事業の展開を図る必要があります。

明宝地域には、令和3年に国の重要無形民俗文化財に指定された「寒水の掛踊り」や、名馬「磨墨」の伝承、白山信仰などに因んだ多くの伝統文化があります。特に、明宝歴史民俗資料館は、かつての小学校校舎を使用し、昭和52年に開館しました。主に住民の方々から提供していただいた生活用具を中心に、収蔵点数約47,000点を誇り、このうち、3,594点が国の重要有形民俗文化財に指定され、明宝地域の大切な宝として、住民の手により保存、伝承されています。また、平成24年度に策定した明宝歴史民俗資料館活用方針に基づき、平成25年度から民俗資料を館外に持ち出し展示する「サテライト展示」を行っています。一方、建物自体も市の重要文化財に指定されていますが、老朽化が進んでいることから、今後は、展示と収蔵を別々に機能させるなど、活用と管理のあり方を含めた施設の改修を行う必要があります。このほか、地域の祭礼で行われる神楽等は、人口減少等により年々担い手が減少し、維持ができない状況になりつつあることから、都市住民を含め、外部からの応援で祭礼を継続する仕組みづくりが求められています。

和良地域には、宮代白山神社や戸隠神社といった歴史と伝統のある神社があり、特に戸隠神社の例祭では山車や神楽が披露され、多くの見物客が訪れています。しかし、過疎化により地区人口が減少し続け、祭礼の維持や、神楽などの伝統芸能の存続が危惧されている状況となっています。その中で、岐阜大学が実施している公民館大学が当該地区で開催され、毎年学生らが祭

礼行事に参加するなど、伝統文化の継承に向けた地域住民による取り組みが行われています。また、和良歴史資料館には、町内で出土した縄文時代の石器・土器をはじめ、市の指定文化財や、懐かしい農機具、生活用品、貴重な民俗資料など約2,400点が展示されています。入場者数の伸び悩みと相まって、恒常的な施設維持経費も必要となることから、今後、郡上市公共施設適正配置計画に基づきこの資料館の有効活用に努め、一層の文化意識の高揚、地域文化の創造を促進する必要があります。

<その対策>。

地域文化伝承の担い手が年々減少する中、これまで先人たちが培ってきた文化を着実に継承するためにも、文化的資源の保存伝承に対する助成制度等の支援を行うとともに、歴史文化に関わる各団体や資料館等の連携により、積極的に情報発信を行います。また、総合的に資源を保存・活用するために、令和6年度までに文化財保存活用地域計画を策定します。地域に残された貴重な伝統文化の果たす役割は、文化振興はもちろんのこと地域づくりを進める上でも大きく、伝統芸能における後継者の育成や地域における伝統的な生活様式の発掘、継承、紹介等の諸施策を行います

八幡地域では、文化財の保存・活用を継続するため、「八幡城跡」については石垣の測量調査を行い保護に努めるとともに、「八幡城」天守は今後の保存のために建物の耐震工事を行います。

重要伝統的建造物群保存地区の郡上八幡北町地区においては、地区住民との協働により保存を行うとともに、「郡上八幡まちなみ交流館」の展示を活用した周知を行います。また、「郡上八幡博覧館」、「郡上八幡楽藝館」、「郡上八幡 町屋敷越前屋」については、それぞれの施設の機能と特徴を活かし、郡上八幡の文化及び文化財等の地域資源の周知やそれを活用した活動を行っていきます。「郡上市歴史資料館」では、市内の歴史資料の収集・調査を行い、それらをデジタル化してデジタルアーカイブでの公開を行うなど、資料の保存・活用を進めます。伝統芸能等の担い手の減少については、後継者の育成につながる講座の開催や活動への支援を継続的にを行います。

大和地域では、古今伝授の里として、短歌による文化振興を進めます。また、現在県史跡となっている東氏の居城であった篠脇城跡の調査・研究を引き続き行い、国史跡への指定を目指すとともに、市内外への発信を進めていきます。

地域の祭礼、神楽、嘉喜踊り・掛踊りなどの伝統芸能については、地域の貴重な資源ととらえ、公民館活動等により後継者育成を行います。一方で、継承が困難となったものは、その伝統を映像やデジタルデータの保存を進めます。映像やデータは、道の駅やホテル利用者等本地域を訪れる人へのPRに活用するとともに、SNS等ネット上への発信も行っています。

白鳥地域では、白鳥北部地域のシンボル施設となる白山文化博物館において、白山信仰の背景となった自然や、そこから生まれた文化、歴史などをより分かりやすく紹介できるよう、関係資料の収集整理や、展示の内容や方法等の検討を進めるとともに、周辺にある清流長良川あゆパークや白山瀧宝殿との連携により市内外からの来訪者の受入体制の拡大を図ります。併せて、地域内外への効果的な情報発信や、観光ガイドの養成等の支援、ウォーキングと各地域の自然や歴史、文化を組み合わせた魅力発信と、健康づくりの推進などを通じ、交流人口の増加につなげます。

各地域に伝わる伝統文化の継承・保存については、学校教育を通じた伝統芸能の継承や芸能を発表する場づくりの推進による伝統文化の継承支援、ジュニアクラブの育成・支援や楽器、衣装などの整備などにより、保存会の後継者の育成を行います。

高鷲地域では、たかす町民センター内にあるたかす開拓記念館を拠点に、小中学校と連携したふるさと学習に力を入れるなど、若い世代に伝統行事や開拓の歴史・精神を継承する取り組みを進めていきます。また、当施設は生涯学習センターや公民館とも一体となった地域住民の身近な施設でもあるため、毎週水曜日を「たかす町民センターの日」と定め、高鷲の歴史・文化等を紹介する展示コーナーを開設しています。今後は住民のニーズも取り入れ、展示内容や機

能等を充実させることで、利用の促進を図ります。

自然環境の保全では、ボランティアによるギフチョウ生息範囲の確認や乱獲防止のための監視活動を促進するほか、ひるがの特有の高層湿原の植物群落を守るための外来種駆除等の協働活動を継続し、貴重な湿原や高原植物を保護するための知識を持つ人材育成を支援します。

美並ふるさと館については、円空仏をはじめ、貴重な歴史・文化的資料を多数収蔵・展示しており、今後、施設の老朽化対策として大規模改修も必要となることから、収蔵資料の効果的な展示や活用、ユニバーサルデザインへの対応など施設の幅広い活用方策を含めた検討を行いながら、計画的な改修を行います。また、日本まん真ん中センター内の円空研究センターについては、美並ふるさと館へその機能の移転を検討し、円空や地域の歴史・文化に関する資料等の充実と情報発信力の強化を図ります。さらに、これらを地域資源として活用するため、円空仏の制作体験ができる教室を実施します。

明宝歴史民俗資料館については、建物自体が市指定重要文化財であり、国の重要有形民俗文化財を多数収蔵するという重要な役割を担っていることから、法令等に基づき必要な補修を計画的に行います。併せて、国の重要有形民俗文化財を含む収蔵品の適正な管理保存方法について検討を進めます。また、令和3年に国の重要無形民俗文化財に指定された「寒水の掛踊り」や、平成17年に復活した「気良歌舞伎」については、地域の一体感醸成に大きく寄与しており、伝統文化の継承のみならず、交流人口の増加にもつながる可能性があることから、今後も継続的に支援を行います。

和良歴史資料館については、道の駅和良に隣接する好立地条件にあることから、道の駅和良との連携を進めます。また、歴史資料の展示だけでなく、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオに係る資料も収集し、地域の自然科学などにもスポットを当てた活用方法を検討します。このほか、将来的に和良町民センター機能を移転し、社会教育と文化振興の拠点としての機能をもたせることを検討します。

(2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	八幡城天守耐震補強事業	郡上市	八幡
	その他	歴史的風致形成建造物整備 (間接補助・工事)	郡上市	八幡
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	「日本一のおどりのまち郡上」 推進事業	郡上市	八幡・白鳥 郡上おどり保存会及び白鳥おどり保存会、白鳥拝殿踊り保存会、ジュニアクラブ等の運営を支援することで、国無形民俗文化財の保存継承を図りつつ、重要な観光資源として誘客の増加が期待できる。
	八幡城跡保存管理事業	郡上市	八幡 老朽化が進む八幡城の城郭の調査や保存計画策定等を行うことで適正な維持を図ることができる。	

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
	地域文化振興	円空の里づくり事業	郡上市	美並 美並地域の文化振興の核となる「円空」を活かした各種の取り組みにより、地域の一体感や地域文化の醸成が期待できる。
		伝建修理・修景事業	郡上市	八幡 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区等における特定物件等修理修景に係る支援を行うことで、建物の保存継承や町並みの維持が期待できる。
		歌のまちづくり事業	郡上市	大和 大和地域における文化振興として「短歌」を活かした各種の取り組みにより、地域の一体感や地域文化の醸成が期待できる。
		郡上東氏 800 年・古今伝授 550 年祭事業	郡上市	大和 郡上市及び大和地域における中世から現代に至る歴史文化の基礎となる「郡上東氏一族」の偉業を再認識する取り組みにより、地域の一体感や地域文化の醸成が期待できる。
		白山文化普及事業	郡上市	白鳥 白鳥地域における「白山文化」の継承と地域資源として活用する各種の取り組みにより、地域の一体感や地域文化の醸成が期待できる。
		民俗文化財調査事業	郡上市	白鳥 白鳥地域に伝承される「白鳥の拝殿踊」の継承を目的に調査を行い、民俗芸能としての価値付けを行うことで、地域の一体感や地域文化の醸成が期待できる。
		伝統的水利用施設修景整備	郡上市	八幡 郡上八幡の伝統的な水利用文化の維持や機能回復を図ることで、地域文化の継承と観光資源としての活用が期待できる。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、地域文化振興に資する施設である文化施設を社会教育施設として大きく分類し、「市民が身近で学び、学んだ成果を広く活かすことができる場として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野」として位置付け、次のとおり管理方針を定めています。また、公共施設の一部には、施設分野に関わらず、建物自体に歴史的な価値を持つものもあります。公共施設等総合管理計画の実施計画である公共施設適正配置計画では、個別の文化施設について具体的な方向性を定めるとともに、建物自体が文化財となっているものについても、その価値に配慮した上で、個々の施設の方向性を示しており、その方針については以下のとおりとなります。

【社会教育施設 -文化施設-】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

- 文化施設である博物館や資料館は、重要文化財を収蔵している施設、地域の特徴的な文化や伝統芸能を継承するための施設、歴史資料や生活文化に関わる民具等を収蔵・展示する施設、建物自体が重要文化財や歴史的建造物に指定されている施設に分類します。郡上市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐ役割は行政の使命であることから、基本的に博物館等施設は継続するものの、再編・再配置が必要な場合は、施設の類型に応じて慎重に検討を進めながら実施します。
- 調査研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にするるとともに、民間活力の活用を含めた管理運営のあり方を検討し、利用者の増加を図ります。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

	機能	継続
郡上八幡城	施設	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・市重要文化財として、また市のシンボル施設として、機能・施設を継続するとともに、法令等に基づき保存・活用のための必要な補修を行い、次代に継承します。 ・指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理者制度による管理運営を継続します。なお、収益の一部の納入金については、引き続き施設補修等の原資として継続します。 		